

近代農村家族再考

京都大学 研修員 古久保さくら

近来、社会史の分野では家族のもつ歴史性を明らかにする作業がすすめられている。このような営みの中で、従来「封建遺制」として認識されてきた明治民法下における「家制度」に対してもまた、近代国民国家の要請として創出されたものであるとの理解が登場してきている。本報告は、このような立場に立脚しつつ、農村家族は「近代化」＝近代国民国家の要請によってどのような影響を受けたとみなし得るのか、について、主に研究史整理をしながら試論を提出しようとするものである。

最初に、「近代化」以前の農村家族のあり方をどのように理解するかについて論じる。柳田國男の「二つの家」という指摘と、長谷川善計・藤井勝らによる公的単位としての農村における村と「家」との構造についての指摘、中野卓による前近代における「家」が經營体としての法的主体的な性格をもっていたという指摘、高木侃による江戸期における離縁上における階層によるパターンの違いの指摘などに立脚しつつ、報告者は、近代前農村家族をめぐる状況を〈家共同体〉によって規定された関係を基軸とする一方で所帯としての独立も存在するという、二重構造になっていたのだと理解する。

次に、このような「近代化」前の農村における家族をめぐる状況が、日本の国民国家形成によってどのように変容していくのかについて、とくに明治民法施行が農村における家族をめぐる状況に与えた影響を考える。

本報告においては、明治民法施行の影響として二点を指摘したい。一つは、明治民法において、「家」に対し家産も法的主体も認められなかつたということに由来する。「家」のもつ財産は、家長個人にその所有権が保証されたことにより、家長の財産権に対する恣意性は強化された。このことは、家長はなにものにも干渉されない「個人」として抽出されたといえるのであり、逆に「家」に存在する他の構成員にとっては家長の恣意性に対する対抗手段をより剥奪されるということを意味する。特に、この点は女性にとって大きな意味をもつ。明治民法における自らの財産管理の権利を原則として夫に委ねざるを得ないという女性の無権利状態の規定と家長による財産に対する恣意性の確定は、「家」内部における家父長と主婦の間の序列を明示化するのである。

二つ目には、明治民法の施行によって、非親族の同族が家族関係から排斥されてゆくことによる影響がある。すなわち、〈家共同体〉にとっては共同体として責任を持つべき構成員を減少させることが法的に保証されたのであり、所帯としてのみ存在した小家族にとっては「家」としての独立が法的に認められた反面、〈家共同体〉に依存することの正当性は剥奪されたのである。もちろん、〈家共同体〉の核として存在していた所帯が、近代的雇用関係に基づいて経営を安定させるにはあまりにも脆弱な経済的基盤しかもち得ていなかつたことは明らかであり、それゆえにこそ家族・同族・親族関係は区別を曖昧にしたまま持続して行くのであるが、この曖昧にしておく如何は〈家共同体〉において核となっていた所帯による戦略にまかされることになるのである。このことは、たとえば1930年代における農村女性の身売りの増加の説明においてもっと考慮されるべきことだろう。

最後に、明治民法施行によるこのような影響を受けつつ、農村における新たな家族関係を模索しようとする試みを若干紹介して、その有効性を考えたい。